

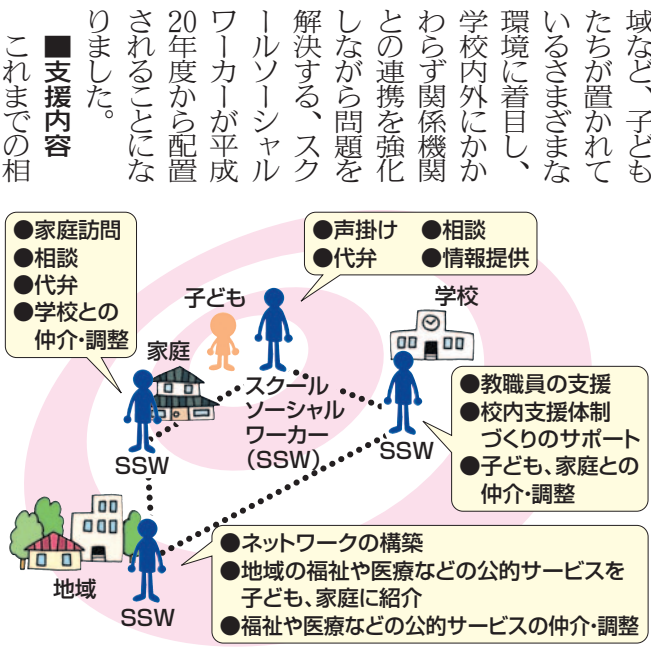
個々の児童生徒のニーズに応じて支援を行う

スクールソーシャルワーカー活用事業

スクールソーシャルワーカーとは、ソーシャルワーカー(社会福祉)の専門職で、児童生徒の相談相手になったり、一緒に活動したりといった直接的な支援だけでなく、問題解決に必要な情報の提供、学校関係者と地域との連携促進、その他、関係機関への橋渡しといった包括的な支援を行います。

■実施の背景

学校現場では、教育に加え、校内暴力やいじめ・不登校、さらには児童生徒の家庭問題にまで対応が求められる、解決に向けてさまざまな対応策を取ってきましたが、児童生徒を取り巻く環境が複雑な場合も多く、学校関係者だけではの対応に限界が出ていました。



ファミリーサポートセンター

子育てを応援してほしい人(依頼会員)と応援したい人(提供会員)の会員組織で、地域の中で育児の相互援助活動を行います。

■問合せ先

【問合せ先】ファミリーサポート・センター本部 (0736-1116) 751-1509 メール support@fukuoka-sha.kyo.or.jp

市の取り組み「子育てしやすいまちを目指して」

に、保護者の急病や育児疲れ解消等の理由で、一時的に家庭で保育ができない場合に、保育所で預かる制度です。

留守家庭子ども事業

放課後帰宅しても仕事などで保護者が不在である家庭の、小学校1年生から3年生(障がい児は6年生)までを対象に、主に小学校内の専用施設で児童の健全育成と子育て支援を行っています。

■問合せ先

【問合せ先】子ども育成課 (0711-4245) 733-5718 メール hoiku.CB@city.fukuoka.lg.jp

乳幼児健康支援 一時預り事業 (病児・病後児デイケア事業)

病気をしている子ども(0歳~小学校3年生まで)を、保護者が仕事などの都合により自宅で看護できない場合に、病児デイケアルームで預かります。

放課後等の遊び場づくり事業

少子化や遊び場の減少などで、大勢の子どもたちが一緒になって地域で遊ぶ姿を見ることが減っています。子どもの成長に遊びが果たす役割は大きく、身近な地域で、子どもの自主的・主体的な遊びや活動を支援していくことが求められています。

子どもショートステイ

保護者が病気や出張などで一時的に子どもの養育が家庭でできない場合に、原則7日以内で児童養護施設や乳児院で子どもを預かります。(有料。生活保護世帯などは減免あり)。対象年齢は0歳から18歳未満。各区保健福祉センター(家庭児童相談室(左記参照))で受け付けています。

各区保健福祉センター 家庭児童相談室

各区保健福祉センター・家庭児童相談室では、専門の相談員が児童の養育など、家庭内のさまざまな問題についての相談を受け(電話・面接、平日午前9時~午後5時、無料)、支援を行っています。お気軽にご相談ください。

Table with 3 columns: 区 (District), 電話番号 (Phone Number), ファクス (Fax). Lists contact info for districts like 東, 博多, 中央, etc.

市長 あのかさ日記

福岡の女性はセンスがよくて美しいと言われます。とっても嬉しくなりますが、これが「お世辞」ばかりでない面白いデータが示されました。

福岡アジア都市研究所によると、女性10万人当たりの美容室やサロンの数は福岡市(269店舗)が、神戸市(205店舗)や横浜市(164店舗)などの「おしゃれな港町」と比べてもずば抜けて高く、美しく暮らすための支出も一番

福岡市長 吉田 宏

聞きたかけん 第18回

中央区の「草香江二丁目4区町内会」の皆さんと市長が「快適な都市環境」をテーマに意見交換しました。同町内会は、地域のコミュニケーションを図るため、毎月1回「まちかどだより」を発行したり、勉強会を開催したりしています。

■問合せ先

広聴課 (0711-4067) 733-5580 メール kocho.MO@city.fukuoka.lg.jp



和やかな雰囲気でお話しました